

令和5年度
守谷市北部地域包括支援センター
事業計画(案)

守谷市北部地域包括支援センター

I 北部地域包括支援センターの運営方法

大野地区・大井沢地区・北守谷地区に北部地域包括支援センター（以下「北部包括」という。）を1か所設置し、運営する形態をとります。

II 北部包括職員配置

（令和5年4月1日現在）

常勤職員		備考
保健師	1人	
社会福祉士	1人	
主任介護支援専門員	2人	準ずる資格者を含む
	0人	
計	4人	

表1 北部圏域高齢者データ

（令和5年4月1日現在）

	全年齢人口	高齢者人口	高齢化率	75歳以上人口(率)
大野地区	3,011人	919人	30.52%	461人 (15.31%)
大井沢地区	3,596人	1,013人	28.17%	475人 (13.21%)
北守谷地区	16,635人	4,514人	27.14%	1,998人 (12.01%)
北部圏域	23,242人	6,446人	27.73%	2,934人 (12.62%)

表2 要介護認定者数

（令和5年4月1日現在）

	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	圏域合計
要支援1	25人	15人	106人	146人
要支援2	25人	20人	69人	114人
小計	50人	35人	175人	260人
要介護1	27人	39人	133人	199人
要介護2	21人	24人	91人	136人
要介護3	20人	21人	55人	96人
要介護4	20人	21人	36人	77人
要介護5	11人	10人	53人	74人
小計	99人	115人	368人	582人
合計(認定率)	149人 (16.21%)	150人 (14.81%)	543人 (12.03%)	842人 (13.06%)

Ⅲ 地域支援事業

Ⅰ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（Ⅰ）総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる支援を行います。そのために北部包括圏域の3地区に担当職員を配置し、次の事業を実施します。

- ① アウトリーチ型相談を行い、圏域高齢者の実態を把握し、必要な支援を行います。
 - ・ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の対象者への計画的な訪問（市との協働事業）
 - ・訪問を行う際には、市が発行した身分証を提示し北部包括職員であることを伝え、当センターが高齢者の身近な相談窓口であることを周知するためのチラシを配布するとともに必要な情報提供を行います。
- ② 圏域におけるネットワークを構築・強化していきます。
 - ・地区民生委員児童委員協議会の会議等へ参加します。
 - ・まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加します。
 - ・困難ケース等の地域ケア個別会議を開催し、関係者との連携を図ります。
 - ・茨城県介護支援専門員協会守谷地区会へ参加します。
 - ・地域の医療機関や各関係事業所と連携や協力体制の構築に努めます。
- ③ 市民に地域の高齢者の身近な相談窓口であることを知ってもらい、適切なサービスの利用につなげるために地域包括支援センターの取り組みを周知します。
 - ・広報もりやに定期的に掲載します。
 - ・ホームページやチラシの内容を改定します。

（Ⅱ）権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を市と連携を図りながら行います。

- ① 高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応（市との連携・役割分担で対応）
- ② 成年後見制度利用促進のため、成年後見制度の周知に努めます。
- ③ 専門職を対象とした成年後見制度・高齢者虐待に関する研修会を開催します。

【成年後見（案）】

（Ⅲ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくり

や個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 専門職向け研修会を開催します。(1回)

【高次脳機能障害(案)】

- ② 地区民生委員児童委員協議会の会議、まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加して地域課題を把握し、解決に向け、地域住民や関係機関との連携・協働の体制を構築し、強化していきます。
- ③ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する困難ケース等の支援を行います。
- ④ 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会での活動(事例検討会等)に参加します。
- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業(多職種連携 住民普及啓発ワーキンググループ等)に参加します。

(4) 地域ケア個別会議の開催

- ① 要支援認定者の新規や更新のケアプランに対し、専門職から助言をもらい、要支援者の自立支援を促進します。
- ② 解決困難事例等の支援について、関係者(介護支援専門員、民生委員、警察、市役所等)と会議を開催することで、支援体制を構築します。
- ③ 地域ケア個別会議を通して、地域の社会資源等の課題を把握します。

2 その他の事業

(1) 認知症初期集中支援チームの運営を行います。

- ① 総合相談の中で、医療や介護サービスにつながない認知症高齢者の相談を受けた際には、必要に応じチーム員が介入し、適切な支援を行います。
- ② 認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、早期に適切な医療やサービスにつながるよう、認知症初期集中支援チーム員として活動します。

(2) 認知症地域支援推進員として活動します。

- ① 認知症に関する相談について対応できる体制を整え、認知症の方やその家族の支援を円滑に推進できるよう努めます。
- ② 市民が、認知症への正しい理解を深められるよう、市と協働した普及啓発活動に取り組みます。

(3) 認知症サポーター等養成事業に取り組めます。

- ① 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトとして、市と協働し、認知症サポーター等養成事業に取り組めます。

(4) 地域包括支援センター連絡会へ出席し、市と南部包括との連携や共同体制を強化します。

IV 介護予防支援

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方が、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行います。また、北部包括直営担当件数は、1職員10件を上限とし、その他は次の居宅介護支援事業所事業所へ委託します。

令和5年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託予定先一覧

(令和5年4月1日現在)

市内居宅介護支援事業所	市外居宅介護支援事業所
あかり居宅介護支援事業所	えがお指定居宅介護支援事業所
アネシス指定居宅介護支援事業所	介護サポートあさひ
居宅介護支援事業所アイケア	にしまぎ指定介護支援事業所
居宅介護支援事業所ケア・アシスト守谷	居宅介護支援事業所ケア・アシストはあとぴあ
茨城リハビリテーション病院ケアサービス	ケアプラン彩葉
ケアプランセンター七福神	居宅介護支援事業所ケアパーク
ケアプランセンター花きりん	ウェルシア介護サービスつくばみらい
さとう居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所ケアワーカーズ
指定居宅介護支援事業所サンタ	ほっこりケアプランセンター
ツクイ守谷	居宅介護支援事業所桑林
ひかり居宅介護支援事業所	ケアプランセンター千の杜
居宅介護支援事業所しあわせ	
居宅介護支援事業所つむぎ	